

浜松市規則第 35 号

浜松市消防局消防職員委員会に関する規則

浜松市消防局消防職員委員会に関する規則（平成 8 年浜松市規則第 82 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（委員会の会議及び議事等） 第 9 条 委員会の会議は、毎年度<u>の前半に 1 回</u> <u>開催することを常例とするとともに、必要に</u> <u>応じ、開催するものとする。</u> 2 ～ 6 （略）	（委員会の会議及び議事等） 第 9 条 委員会の会議は、毎年度<u>1 回以上</u>開催 するものとする。 2 ～ 6 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（あらし）

この規則は、浜松市消防局消防職員委員会の会議に関する規定を改正するものです。